

# 林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部規約

昭和40年	7月	1日	制定
昭和41年	6月	16日	改正
昭和42年	8月	27日	改正
昭和56年	5月	26日	改正
昭和58年	5月	25日	改正
令和4年	5月	25日	改正
令和5年	5月	24日	改正
令和7年	5月	28日	改正

## 第1章 総 則

### (支 部)

第1条 本支部は、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「協会」という。）定款第2条第2項の規定に基づいて設けるものとする。

### (名称等)

第2条 本支部の名称、所在地は、協会組織規程第14条のとおりとする。

### (会 員)

第3条 本支部の会員は、協会の会員であって、支部管内において事業場または事務所を有する林業及び木材製造業を営む事業主並びにその団体とする。

### (加入・脱退・会費)

第4条 会員の加入又は脱退の手続き及び会費の納入は、支部長を経由するものとする。

### (分 会)

第5条 協会組織規程第15条に定める分会は、支部長が必要と認めた地域団体ごとに設ける。

## 第2章 運営協議会

### (設 置)

第6条 本支部に、協会組織規程第20条第1項の規定に基づき、運営協議会（以下「協議会」という。）をおく。

(役員の構成等)

第7条 協議会の役員は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 支部長
- (2) 副支部長
- (3) 幹事
- (4) 監査役

2 協議会の議長は支部長とする。

(幹事の選出)

第8条 幹事は、次の各号に掲げる者を選出する。

- (1) 分会長
- (2) 個別会員のうち、労働安全衛生に特に積極的に取り組んでいると認められる者から  
若干名
- (3) 一般社団法人愛知県木材組合連合会専務理事
- (4) その他支部長が必要と認めた者

(招 集)

第9条 協議会は、支部長が招集する。

(議 事)

第10条 協議会では、次の事項について協議する。

- (1) 支部長候補の選出
- (2) 副支部長の選出
- (3) 会員以外の構成員の選出
- (4) 支部の運営に関する事項
- (5) その他必要な事項

### 第3章 会員の区分及び会員サービス

(会員の区分)

第11条 会員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 木材組合（本規約第5条に掲げた各地域の分会をいう）

- (2) 森林組合
- (3) 個別会員
- (4) 賛助会員
- (5) 特別会員

(会員サービス)

第12条 本支部は会員に対して、以下のサービス等を主に提供するものとする。

- (1) 支部事業を随時案内
- (2) 月刊誌「林材安全」の送付（分会は分会長宛、その他は指定住所へ毎月1部送付）
- (3) 「林業・木材製造業リスクアセスメント導入集団指導」等出張講習の受講
- (4) 支部から安全指導員の派遣
- (5) 現場パトロールを実施及び本部安全管理士等からのアドバイス
- (6) 林災防全国大会への参加
- (7) 顕彰事業（年1回、林災防主催の全国大会等にて表彰）
- (8) 一部の研修における受講料の免除
- (9) 林業特殊健康診断を随時案内
- (10) 講師等による支部活動への参加（会費の減免）※個別会員のみ

#### 第4章 会費の区分及び徴収

(会費の区分)

第13条 会費の区分は次のとおりとし、各地域の木材組合が各会員から組合費として徴収し納める分会費と、本支部が直接徴収するその他の会費（森林組合会費、個別会費、賛助会費、特別会費）とする。

- (1) 分会費（各地域の木材組合）
- (2) 森林組合会費
- (3) 個別会費
- (4) 賛助会費
- (5) 特別会費

(会費の徴収)

第14条 本支部が本部に代わって徴収する会費は、支部長が毎年度一回徴収するものと

し、地域の木材組合から徴収する分会費と、本支部が直接徴収するその他の会費（森林組合会費、個別会費、賛助会費、特別会費）において、それぞれ別の基準を設けるものとする。

（徴収基準等）

第15条 会費の徴収に当たり、分会費については、各木材組合において名簿を管理し、毎年5月の運営協議会役員会までに遅延なく本支部に報告し、額を確定するものとする。

2 その他の会費については、運営協議会役員会で定められた額とする。

3 個別会員の取扱については次のとおりとする。

（1）本支部の開催する研修等に指導員として年1回以上協力ができる場合、個別会費は定めた額の半額とする。指導員の要件等については、要資格者、5年以内に死傷災害を起こしていない者等とする。

（2）会員のうち木材組合の分会員が、個別会員と同等のサービスを求める場合は、会費を個別会費とすることで、個別会員の扱いを受けることができる。

4 会費の徴収基準は、次のとおりとする。

（1）分会費は、加入事業体の会費の合計を支部に納めるものとし、分会はそれを管理する。その会費は、前年度の確定保険料の合計金額によりSからEの6つの級により決定するものとする。

なお、労災保険料とは、ア. 伐出業 イ. その他林業 ウ. 木材木製品製造業の合計額とする。

<級別の会費額>

会費級別	格付基礎	会費
S級	労災保険料 120万円以上	25,000円
A級	〃 100万円以上	18,000円
B級	〃 80万円以上	12,000円
C級	〃 50万円以上	8,000円
D級	〃 20万円以上	4,000円
E級	〃 20万円未満	1,500円
個別会員※	労災保険料は対象外	13,000円

- (2) 森林組合費は一律18,000円とする。
- (3) 個別会費は一律13,000円とする。
- (4) 賛助会費は愛知県内の団体等は一括50,000円とし、県外の団体等は一括25,000円とする。
- (5) 特別会費は本支部に貢献のある事業体等を対象とし、その額は運営協議会役員会において決定するものとする。

(納入期日)

- 第16条 支部会費の納入期日は毎年7月31日とし、本支部へ直接納入するものとする。
- 2 分会費については各分会において取りまとめのうえ、本支部へ納入するものとする。

## 第5章 講習の区分及び受講料

(講習の区分)

- 第17条 本支部が実施する講習の区分は、本支部が計画した一般講習と依頼等に基づく出張講習に区分するものとする。
- 2 依頼等により実施する出張講習等は原則県内において行うものとする。

(受講料)

- 第18条 講習の受講料は、本支部が講習毎に定めた金額とし、ホームページ等で広く周知するものとする。
- 2 出張講習の受講料は一般受講料の1.5倍とする。
- 3 受講料は遅延なく本支部に納めるものとする。なお、3ヶ月以上滞納がある場合は、資格の失効措置を講じることができるものとする。

## 第6章 雑 則

(会員名簿)

- 第19条 地域の木材組合である各分会は、会員数の変動がない場合でも、任期の翌年の役員会までに本支部へ会員名簿を提出するものとする。
- 2 名簿の記載事項については、会社名、代表者名、住所、電話・FAX、労働者数、会員ランク、会費額とする。

(運営範囲)

第20条 本支部は原則として次の事項について対応しないものとする。

- (1) 支部会員以外への安全指導員派遣
- (2) 支部会員以外への決算資料等の配付等
- (3) 支部会員以外への予算等に対する問合せへの回答

(その他)

第21条 本規約に定めのない事項については、運営協議会役員会において決定する。

附 則

この規約は、令和7年5月28日から施行する。